

市議会 一般会計

一般会計予算1千878万9千円の減額補正

市議会定例会が12月6日から20日までの15日間の会期で開かれ、平成19年度一般会計補正予算など28議案について審議され、いずれも原案どおり可決承認され、閉会しました。

▼一般会計補正予算

一般会計補正の主なものは、総務費に聖廟創建300年祭に向けた聖廟周辺の整備のための工事費、民生費に国民健康保険事業特別会計への繰出金1億2千万円、教育費に小学校、中学校それぞれでパソコンを再

整備するための予算を計上、また土木費について土地区画整理事業特別会計への繰出金を3億円の減額としたため、歳入歳出でそれぞれ1千878万9千円の減額補正となり、一般会計予算は12億8千206万9千円となりました。

▼多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部改正により、年金受給者からの特別徴収が4月から実施されるようになります。

▼多久市廃棄物の減量推進および適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

多久市指定ごみ袋の可燃・不燃・リサイクルに従来より小さいサイズの袋を利用できるようになります。価格は1枚あたり15円です。（実施時期は後日お知らせします）

▼財産（情報系システム機器等）の取得について

市役所庁内イントラネット、ホームページ等のシステムの更新に伴い、指名競争入札の結果2千473万500円で落札され、その購入契約について議決されました。

新

成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方が加入することになっています。

国民年金の加入者（被保険者）は次の3種類です。

①自営業者、学生などは

「第1号被保険者」に、

②サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に

「第2号被保険者」に、

③第2号被保険者に扶養されている配偶者（妻・夫）は

「第3号被保険者」になります。

国民年金などの公的年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで障害が残ったときや、18歳未満の子供を残して親が亡くなったときにも年金を支給して、思いがけない人生の「万が一」もサポートします。

なお、学生や収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場

合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度もあります。

○加入手続きは、第1号被保険者は市町村役場で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを経由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。第1号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きを行ってください。

■問い合わせ

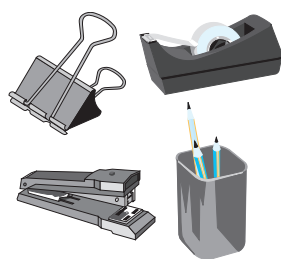
市民生活課 国保年金係

☎ 75-6116

物品の購入等に関する 入札参加資格認定申請の 追加受付

平成20年度に多久市が行う物品の製造・修理・購入のための競争入札参加資格認定申請の受付を行いますので、希望される方は関係書類を提出してください。

ただし昨年の受付時に「平成19年度」の2カ年分の申請をされている方は、今回は申請の必要はありません。



申請の要領や様式については市のホームページでも閲覧・取得できます。

多久市のホームページ

<http://www.city.taku.lg.jp/>

■受付期間

平成20年1月16日（水）～2月15日（金）

■問い合わせ・受付

財政課 管財係

☎ 75-2118